市町村	
［一～五　略］	
六　補正予算債償還費	
［略］	
［１　略］	
２　平成十三年度、平成十四年度及び平成十六年度から令和二年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た	
［削る］	
［略］	
［略］	
(19)　令和二年度補正予算債	(2)　令和二年度国土強靭化施策債
ア　公共事業等（令和二年度一般会計の	ア　防災・減災・国土強靭化緊急対策事業分
(1)～(18)　［略］	(ｱ)　学校教育施設等整備事業（大規模改造事業等を除く。）に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「令和二年度都道府県国土強靭化施策債六十・〇％分」という。）
	(ｲ)　(ｱ)に掲げる事業以外の事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「令和二年度都道府県国土強靭化施策債五十・〇％分」という。）
	イ　緊急自然災害防止対策事業分

［一～五　同上］	
六　補正予算債償還費	
［同上］	
［１　同上］	
２　平成十一年度から平成十四年度まで及び平成十六年度から令和元年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可	
(1)　平成十一年度補正予算債	［新設］
ア　平成十一年度市場公募都市（特別区及び平成十一年度において地方財政法第五条の五第一項の規定に基づき市場公募地方債を発行した指定都市をいう。以下同じ。）に係るもの	
イ　平成十一年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	
(2)　平成十二年度補正予算債	
ア　平成十二年度市場公募都市（特別区及び平成十二年度において地方財政法第五条の五第一項の規定に基づき市場公募地方債を発行した指定都市をいう。以下同じ。）に係るもの	
イ　平成十二年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	
(3)～(20)　［同上］	
［新設］	